

金融商品取引法改正法案における説明義務の規定に関する意見書

2023年（令和5年）10月3日

全国証券問題研究会

代 表 石 川 真 司

副 代 表 牧 野 一 樹

副 代 表 正 木 健 司

事務局長 平 野 憲 子

第211回国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案（令和5年3月14日提出・継続審査）中、「金融商品取引法」の一部改正（以下「改正法案」という。）において、顧客等への契約締結前の説明義務に係る規定の整備が謳われている（37条の3第2項）。

当研究会は、金融商品取引被害を被害者側代理人として取り扱う弁護士により構成され、金融商品取引による被害の予防及び救済の実現を目的として活動する団体である。顧客保護の観点から、改正法案にいう説明義務に係る規定の整備に関し、次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

改正法案37条の3第2項の「金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。」のうち、「（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を

除く。）」との除外規定を削除すべきである。

第2 意見の理由

1 改正法案の内容

改正法案では、37条の3第1項で、「契約締結前の書面の交付」を「契約締結前の情報の提供」に変えて、書面以外に電磁的記録（デジタル）による情報提供でもよいとした上で、同2項で、「金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。」として、従来、金融商品取引法（以下「金商法」という。）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）で定めていた説明義務を、金商法で直接規定することとした。

その際、「（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。）」との除外規定が設けられた。

この趣旨について、第211回国会 衆議院・財務金融委員会において、金利、価格変動のリスク等の説明義務について、金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）においても金融商品販売業者等の説明義務が規定されていることから、法律上重複するということにならないよう法律間の調整を図って除いた、法律上の義務については、重複を排除した場合においても決して損なわれるものではない旨の国会答弁がなされているところである。

2 改正法案と現行法との比較

(1) 現行法では、契約前交付書面の記載事項（金商法37条の3、金商業等府令82条～96条）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく金融商品取引契約を締結する行為を、禁止事項として定めることにより、金融商品取引業者等に対する実質的説明義務が規定されてきた（金商法38条9号、金商業等府令117条1項1号）。

金融庁 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」は、2022年12月9日、中間報告を公表し、金融商品取引業者の実質的説明義務を法律上規定することを提言し、これを受けて、改正法案が作成された。

当研究会は、実質的説明義務の法定化について、2023年3月9日付で、賛成の意見を述べるとともに、説明義務が、単なる情報提供義務ではなく、顧客が金融商品取引による利益やリスクについての正しい理解を形成した上で、その自主的な判断に基づいて当該取引を行うか否かを決めることができるように配慮すべき義務であることを明示した規定にすべきである旨、意見を述べたところである。

しかるに、改正法案37条の3第2項を見ると、実質的説明義務の法定化に当たり、「同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く」と規定し、5号（顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨）及び6号（前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨）に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除外する内容となっている。

現行金商法と比較した場合、改正法案が、実質的説明義務の対象から第5号及び第6号等を除外するならば、業者に対し、実質的説明義務の対象から

元本欠損リスクや当初元本を超える損失リスクが除外されたとの誤解を誘発し、金融商品のリスクを説明しない営業活動が横行する懸念があり、金商法の目的である投資者保護に悖るものといわざるを得ない。

(2) また、現行金サ法4条では、元本欠損リスクとその要因となる取引の仕組みの重要な部分(同条1項1号)、当初元本を超える損失リスクとその要因となる取引の仕組みの重要な部分(同条1項2号)等について、説明義務を規定しているところ、現行金商法及び金商業等府令は、これと重複する内容の説明義務を規定してきた。

現行金商法は、判例上の業者が損害賠償責任を負う信義則上の説明義務¹よりは狭いものの、行政監督上、業者が行わなければならない最低限のルールを明示的に定めたものである。

金商法と金サ法では、立法目的が異なっており、金商法は行政規制であって、これに違反すれば行政処分の対象となるのに対し、金サ法は民事規制であって、これに違反すれば民事上の損害賠償責任の根拠となるものであって、むしろ、法律の重複は必要なものであった。

国会答弁において、改正法案が、改正法案が説明義務の対象から第5号及び第6号等を除外する規定を設けた趣旨は、現行金サ法との重複を避けることにあるとされているが、金商法と金サ法の立法目的に照らし、この除外理由に合理性はないといわざるを得ない。

¹ 東京高裁平成8年11月27日判決(判例タイムズ926号263頁、判例時報1587号72頁、金融法務事情1487号58頁)は、「証券会社及びその使用人は、投資家に対し証券取引の勧誘をするに当たっては、投資家の職業、年齢、証券取引に関する知識、経験、資力等に照らして、当該証券取引による利益やリスクに関する的確な情報の提供や説明を行い、投資家がこれについての正しい理解を形成した上で、その自主的な判断に基づいて当該の証券取引を行うか否かを決することができるように配慮すべき信義則上の義務(以下、単に「説明義務」という。)を負うものというべきであり、証券会社及びその使用人が、右義務に違反して取引勧誘を行ったために投資家が損害を被ったときは不法行為を構成し、損害賠償責任を免れないものというべきである」と判示している。

3 結語

よって、当研究会としては、顧客保護の観点から、意見の趣旨記載のとおり、改正法案37条の3第2項のうち、「(同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。)」との除外規定を削除すべきとの意見を述べる(最低限、改正法案が、従来の金商法等の法令や判例法理における顧客保護水準を後退させるものではないことは確認されなければならない。)

以 上